

利府町休日部活動地域移行 ガイドライン

令和7年10月

利府町教育委員会

1 ガイドライン策定の趣旨

- (1) はじめに
- (2) ガイドラインの策定について

2 本町の現状と課題

- (1) 「スポーツによるまちづくり」について
- (2) 「文化・芸術によるまちづくり」について
- (3) 児童生徒数について
- (4) 部活動数について
- (5) 指導者について

3 基本的な考え方

- (1) 学校部活動と地域クラブ活動の整理
- (2) 地域移行（地域展開）のイメージ
- (3) 運営・実施主体の在り方について
- (4) 指導者について
- (5) 学校施設・社会体育施設等の利用・管理について
- (6) 費用負担について
- (7) 大会等の在り方の見直しについて

4 目標と検証

- (1) 目指すべき姿
- (2) 段階的な移行について
- (3) おわりに

1 ガイドライン策定の趣旨

(1) はじめに

令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、公立中学校の休日部活動を地域活動へ移行する方向性を示しました。

このことは、長年に渡り、学校で行われてきた学校教育法上の教育課程外の活動、即ち「部活動」が、今後、「地域クラブ活動」となり、中学生のスポーツ・文化芸術活動は地域で実施する環境を整え、地域全体で担っていくものという方針が示されたこととなります。

本町においても、ニーズの多様化に伴い、子どもたちが希望する部活動の設置が困難なケースや、団体戦には参加できず個人戦による参加を余儀なくされるといった集団活動への影響がみられています。現在、中学校では「利府町中学校部活動ガイドライン」を遵守した活動を行っています。そのなかで教員は、生徒の気持ちを大切にし、心の成長にもつながるように指導を行っています。しかしながら、指導を担ってきた教員については、業務量の増加や指導に対する専門知識の不足など、部活動を持続していく上で欠かせない指導者の確保の面からも様々な課題が挙げられています。

これらを踏まえ、これからの部活動においては、地域の人材を生かした活動になっていくことが求められています。このことから、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」ことを目指し、教員をはじめ専門的な指導ができる方や地域の方が、子どもたちの指導を行っていくことで、地域人材を生かし、地域の活性化につなげていきます。地域移行を進めていくに当たっては、これまで部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動の機会を確保しつつ、子どもたちを含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、地域の環境整備を充実させていくことが大切です。

(2) ガイドラインの策定について

本ガイドラインは、部活動改革を契機として、子どもたちが様々なスポーツや文化芸術活動に親しむことのできる環境を持続的に創出しながら、また、部活動の持つ役割を継承しながら、段階的な地域クラブ活動への移行に向けた施策を計画的に進めていくために策定をするものです。

国は、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として位置付けて支援しつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしております。

令和7年3月に宮城県・宮城県教育委員会により示された「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」第2版によると、令和6年度の時点で、県内のほとんどの市町村が地域移行に向けた話し合いを行い、3分の1の市町村が休日の部活動地域

移行を実施しています。県内で部活動地域移行に向けた取組が進んでいる状況を踏まえ、県では、国の中間とりまとめにある改革実行期間の前期3年間の最終年度にあたる令和10年度中には、県内すべての公立中学校で、休日の部活動を行わないことを目標にして、県内全体の移行スケジュールの目安を示しています。

本町においても令和7年度から休日部活動の地域移行に向けた実証事業を実施し、子どもたちのより良いスポーツ・文化芸術環境を整備するため、学校や地域の実態や課題について把握し、将来的に地域移行を行うことを目指します。

国・県・町における学校部活動の地域移行（展開）のスケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
国	改革推進期間	改革実行期間 前期			中間評価 後期		
	休日は原則として、全ての部活動において地域移行（地域展開）を目指す。平日は、各種課題を解決しつつ推進する。						
県	改革推進期間	改革実行期間（仮）					
	休日の移行（展開）						
	平日の移行（展開）	休日の移行（展開）の状況を踏まえ取組を進める。					
町	改革推進期間	改革実行期間（仮）					
	休日の移行（展開）						
	実証事業						
	平日の移行（展開）	休日の移行（展開）の状況を踏まえ取組を進める。					

2 本町の現状と課題

(1)「スポーツによるまちづくり」について

本町は、令和3年3月に策定した利府町総合計画において、「もっと先へ、チャレンジ利府！～みんなの夢がかなうまち～」をスローガンに、将来にわたって幸せを実感し続けることができる「持続可能なまち」への発展を目指しています。しかしながら、昨今の少子高齢化の問題や新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大、大規模災害の発生等を経て、新しい暮らし方や働き方への対応とともに社会全体の大きな変革にも対応しながら、地方創生や共生社会の実現を進めていかなければなりません。苦境に立たされ苦難を乗り越えようとするときに、スポーツは私たちに必ず勇気と希望を与えてくれます。さらに、何度も立ち上がり、前に進む大切さを教えてくれるのもスポーツの力であると捉えています。

町では、令和6年3月、スポーツを「する人」「みる人」「ささえる人」が一丸となって、豊かな心と高い志をもち、チャレンジ精神をもって新たなスポーツ文化の創造に邁進し、町民が生涯にわたり、スポーツに親しみ、ともに活動することで、ふるさと利府への誇りーシビックプライドーが育まれ、スポーツをいつくしむ地域社会を形成していくために、『利府町スポーツによるまちづくり‘キックオフ’宣言』をし、下記の5つの柱となる目標をもとに「スポーツによるまちづくり」を推し進めています。

- 1 利府町民の健康増進や子どもたちの運動・体力の向上、共生社会の実現等を図るため、誰もが楽しめる運動・スポーツを推進します
- 2 利府町におけるスポーツ振興の更なる発展を目指すため、スポーツ推進を支える環境の整備・充実を図ります
- 3 利府町ならではのスポーツを振興するため、新たなスポーツ文化の創造によるにぎわいの創出を行います
- 4 利府町は「持続可能なまち」を目指すため、スポーツによる地域活性化を行います
- 5 利府町は「女性アスリートを応援する施策」をとおして、スポーツによるまちづくりを進めます

(2)「文化・芸術によるまちづくり」について

町民一人ひとりが心豊かに生きるためには、地域の文化や芸術、学びを通して人と人とがつながり、互いを理解し支え合うことが一層重要になっています。文化や芸術、生涯学習の活動は、人々に創造の喜びや生きる力を与えるとともに、地域の誇り—シビックプライド—を育む大きな原動力となります。利府町においても、郷土芸能や伝統行事、町内各地に残る遺跡や文化財、そして郷土資料館をはじめとする学びの場は、町の歴史と人々の営みを次代へつなぐ大切な文化資源です。

町では、これらの地域資源を生かしながら、町民が主体的に文化や学びに関わり、表現し、交流できる環境を整えることで、「文化・芸術によるまちづくり」を推進しています。その実現のため、以下の目標を掲げ、豊かな芸術・文化・生涯学習の推進に取り組んでいます。

利府町教育振興基本計画

目標4 「文化・歴史・郷土愛」

基本方向7 郷土を愛する心と社会に貢献する人材の育成

- (1) 歴史・文化に親しむ心の育成
- (2) ふるさとの将来を担う人材の育成
- (3) 文化財の保護と活用

目標5 「生涯学習」

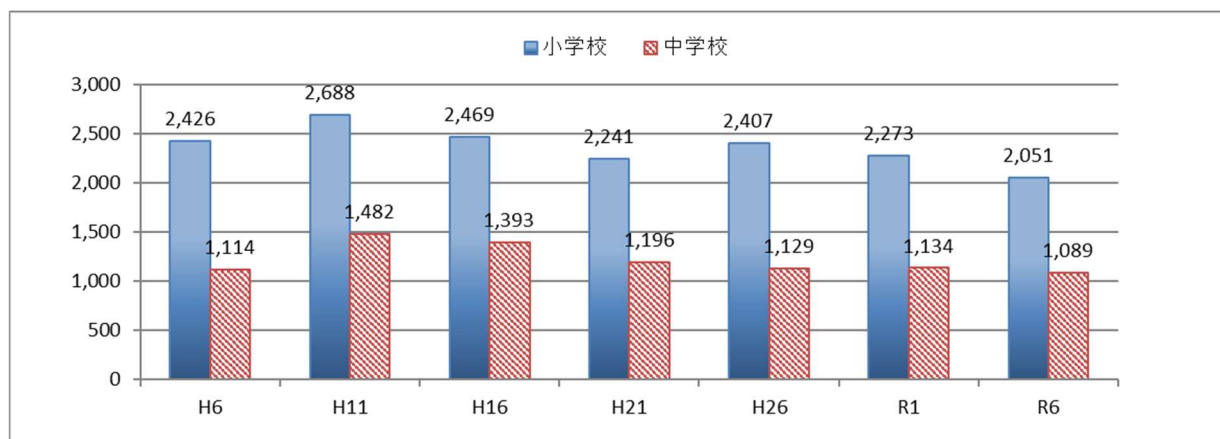
基本方向8 社会教育・文化芸術・スポーツ活動の推進

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 文化・芸術活動の推進

一部抜粋

(3) 児童生徒数について

町立小中学校は、小学校が6校、中学校が3校あり、児童生徒数は住宅団地の開発に伴い平成10～11年度をピークとして、その後、微減が続いています。しかしながら、全国的な少子化の影響はあるものの、今後の宅地開発等により、一定の増加を見込んでいます。



(4) 部活動数について

令和7年度における部活動数は、3つの中学校で運動部が10種目、文化部が6種目あり、特に団体競技である野球部では、毎年の加入人数により学校単独の活動が困難な年度があります。

【運動部】	利府中学校	しらかし台中学校	利府西中学校	種別計
野球部	31	22	14	67
サッカー部	26	25	21	72
ソフトボール部	12	—	—	12
ソフトテニス部	58	23	52	133
卓球部	39	15	15	69
バスケットボール部	40	51	40	131
バレーボール部	24	22	22	68
剣道部	8	—	12	20
弓道部	57	—	—	57
陸上部	—	21	19	40
運動部合計	295	179	195	669

【文化部】	利府中学校	しらかし台中学校	利府西中学校	種別計
吹奏楽部	49	32	26	107
美術部	42	38	34	114
社会部	33	—	—	33
総合文化部 (技術コース)	—	29	—	29
合唱部	8	—	—	8
科学部	—	—	10	10
文化部合計	132	99	70	301

※令和7年7月実施（3年生含む）

（５）指導者について

令和7年7月実施の学校向けアンケート調査によると、担当部活動の種目の経験が「ある」割合は顧問48.6%となっています。また、顧問の教職員のほか、ボランティアによる外部指導者は中学校合計でバスケットボール部2名、野球部2名、剣道部2名、サッカー部1名、卓球部1名に協力をいただいている状況です。

3 基本的な考え方

(1) 学校部活動と地域クラブ活動の整理

次の図は、学校部活動と地域クラブ活動の違いを概ね示したものになりますが、学校部活動がいわゆる「部活動」であり、学校教育法上の教育課程外にある活動と位置付けられています。中学校及び高等学校の学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とされており、異年齢集団との交流の中で、良好な人間関係の構築や活動を通して自己肯定感を高めるなどの教育的意義の高い活動となっています。

一方、「地域クラブ活動」は社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動とされています。また、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）や文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）に基づく活動としての側面もあり、運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむことができる機会の確保が求められています。

	学校部活動	地域クラブ活動
法的な区分	学校教育法	社会教育法
	スポーツ基本法・文化芸術振興法	
運 営	学 校	地域のスポーツ 文化芸術団体
指 導 者	教員・部活動指導員(顧問) 外部指導者	地域の指導者
活動場所	学校施設	社会教育施設・学校施設
活動の対象	学校の生徒	学校の生徒に限らず、 地域住民全てが対象
保 険	日本スポーツ振興センター	民間の保険

※図は宮城県資料からの引用

(2) 地域移行（地域展開）のイメージ

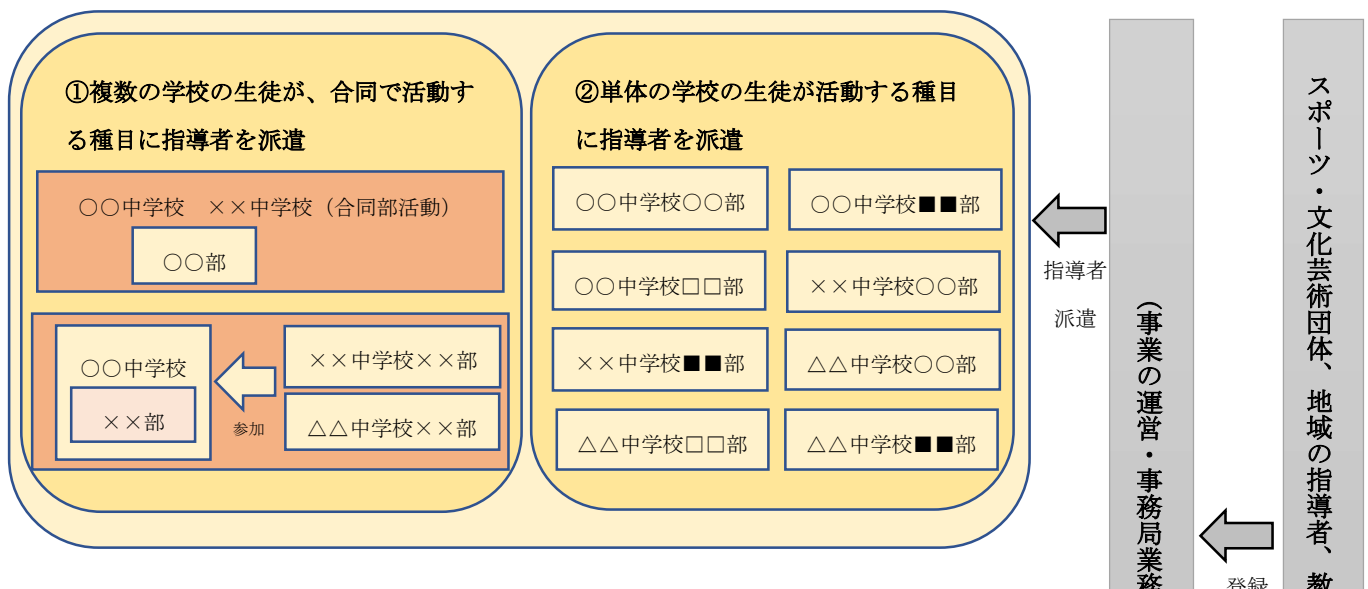
パターンⅠ 「指導者派遣型」

- ① 複数の学校の生徒が合同で活動する種目に指導者を派遣
- ② 単体の学校の生徒が活動する種目に指導者を派遣

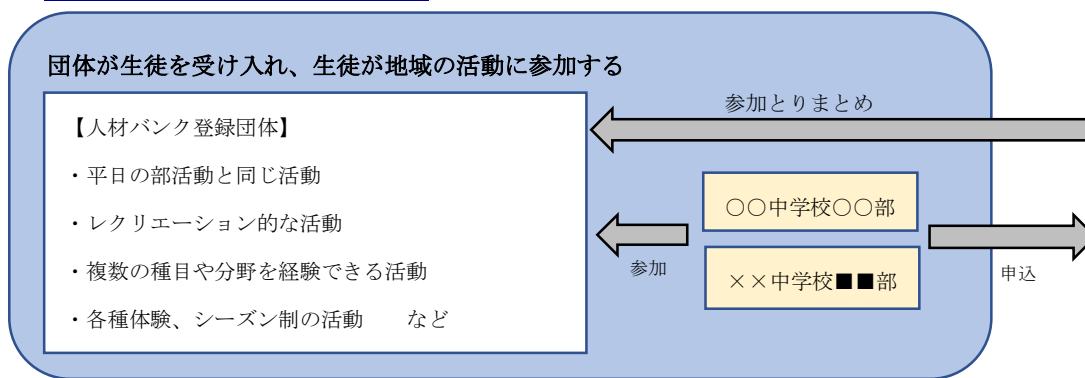
パターンⅡ 「地域参加型」

団体が生徒を受け入れ、生徒が地域の活動に参加する

パターンⅠ 「指導者派遣型」



パターンⅡ 「地域参加型」



(3) 運営・実施主体の在り方について

① 運営主体について

運営主体については、学校部活動と地域の指導者や団体をつなぎ、総括する役割を担います。

〈運営主体が担う主な内容〉

- 関係者との連絡調整・助言指導
- 派遣の連絡調整、スケジュールや活動場所の調整
- 指導者研修会の計画・実施
- 指導者の確保
- 活動の周知に係る広報活動 など

② 実施主体について

実施主体については、地域の団体や指導者であり、地域移行の受け皿となる役割を担います。具体的には、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチームなどを想定しています。

〈実施主体が担う主な内容〉

- 運営主体との連携
- 技術指導、礼法指導
- 生徒の健康管理 など

③ 運営・実施主体に想定される団体について

運営主体・実施主体は以下のような団体が想定されます。

地域スポーツ団体等	地域文化芸術団体等
(仮称) 利府町スポーツ推進協会 スポーツ少年団、体育協会、武道連盟、 競技団体、クラブチーム、プロスポーツ団 体、フィットネスジム など	文化芸術協会、文化芸術団体 など
町、総合型地域スポーツクラブ、社団法人・NPO 法人、民間業者、大学、保護者会、 同窓会、複数の学校の部活動が合同で設立する団体（〇〇連盟） など	

（４）指導者について

指導者の確保のため、地域の人材資源を把握し、地域の指導者が子どもたちのために指導ができる環境整備を行います。

子どもたちのニーズに応え、幅広い分野の人材を確保するため、県の「みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンク」や町独自の人材バンク（（仮）スポーツ人材バンク）の活用を検討します。

また、指導者に対しては、勝利至上主義など指導者の一方的な方針で活動することがないように、指導技術だけでなく、生徒の安全・健康面への配慮や発達の個人差に応じた対応、暴言・暴力・行き過ぎた指導やハラスメント等の根絶のための研修や講習会を実施し、国・県が主催する研修会への参加を積極的に促します。

さらに、国が示している『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」を参照し、地域クラブの指導を希望する教員が兼職兼業等を行うことができるよう必要な手続きの整備を行います。

（５）学校施設・社会体育施設等の利用・管理について

活動場所については、町内の学校施設をはじめ、公共のスポーツ・文化施設などの利活用を想定しています。地域クラブ活動の促進と保護者負担の軽減を目的に、現状の部活動に準じて、学校施設を優先的に利用できるように、また、社会体育施設や社会教育施設については、減免を可能とするなどの検討を進めていきます。

さらに、社会体育施設や社会教育施設の自主事業として、長期休暇や休日に中学生が気軽に参加できるような事業（例えば、「水泳教室」や「絵画教室」等）の企画運営についても、生徒のニーズ調査等を実施し、その可能性について検討します。

（６）費用負担について

地域クラブ活動の運営費用は、受益者負担を原則としつつ、持続可能な地域クラブの運営ができるよう設定します。

活動中の事故や怪我が生じた際の補償が受けられるよう保険への加入、指導者謝金等運営に必要な経費について、保護者から理解を得るために説明を行い、低廉な会費の設定に努めます。

地域クラブの活動維持・運営を踏まえた適切な会費のあり方については、移行推進期間において検討を進めていきます。ただし、休日の部活動が地域クラブ活動へ完全移行されるまでは、公平性を保つために受益者負担が軽減されるように配慮します。

（７）大会等の在り方の見直しについて

移行推進期間は、学校部活動が週４日、地域クラブ活動が週１日で、その割合から
も学校部活動が活動の中心となります。そのため、地域クラブでの活動は、教職員の
働き方改革の一環としての学校部活動をサポートする位置づけとし、大会・練習試合
は、引き続き学校部活動の枠組みでの参加とし、引き続き教員が従事するものとしま
す。

4 目標と検証

(1) 目指すべき姿

町は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るとともに、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、地域クラブ活動を行う環境を整備する必要があります。

(2) 段階的な移行について

部活動の将来的な地域クラブへの移行に向け、地域クラブを指導する指導者の確保や活動拠点の整備を行い、まずは、休日部活動から移行を進め、平日部活動の移行については、国・県の動向や、中総体等の大会・コンクールの在り方について動向を見据えて、地域クラブへの移行の検討を行っていきます。また、移行後についても、引き続き活動していく中で生じる課題や問題点など、情報の共有を図りながら、より良い環境づくりに努めていく必要があります。

(3) おわりに

学校部活動を巡っては、これまで国や県の検討会議等で議論が行われ、少子化をはじめとする様々な課題が指摘されており、生徒のスポーツ・文化芸術等の活動が危惧されています。

本町においても、ニーズの多様化により、競技によっては学校単位でのチームが組めない部活動があり、活動への影響も出てきております。全ての生徒が、将来にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができる機会を確保するよう取り組んでいく必要があるため、令和6年度から、学識経験者、学校関係者、保護者の代表、スポーツ・文化芸術団体の代表者等で構成する「利府町教育環境整備検討委員会」を設置し、部活動地域移行を進めていくにあたっての検討を進めています。

さらに、令和7年度からは、休日部活動の地域移行に向けた実証事業を実施し、課題を検証しながら地域や各学校の実情に応じて、取組みを進めていきます。また、スポーツ振興課においては、本町が目指す部活動地域移行後の地域展開のビジョンを作っていくことを目標として、「利府町スポーツ意見交換会」を開催し、スポーツ少年団関係者や部活動外部指導者から広く意見をいただく機会を設けていきます。

なお、実証事業による課題や問題点、国や宮城県の指針・方針が改定された場合等、今後必要に応じて本基本方針を見直していきます。